

令和2年7月9日

保護者の皆様へ

大分県立日田高等学校長

### 授業料の就学支援金制度の手続きについて

県立学校授業料就学支援金制度の諸手続きにつきましては、保護者の皆様にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年4月から6月までの就学支援金に係る所得要件は平成31年度分（平成30年分）の保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額で審査を行いましたが、7月以降の就学支援金については、令和2年度分（平成31年分）の課税額を基に以下の所得要件等に該当するか審査を行うこととなっています。

今回から、就学支援金を受給している方で、個人番号の届出を行った方は、家庭状況に変化がない限り、申請書を提出していただく必要がなくなりました。

家庭状況に変化があった方（離婚・結婚・住所変更・単身赴任など）は申請書の提出が必要ですので、7月15日（水）までに事務室へご連絡ください。

ご連絡のあった方へ申請書をお渡しします。

現在、支援金を受給されていない方や個人番号の届出をされていない方は、必ず申請書の提出が必要になりますので、事務室から個別に連絡させていただきます。

なお、（1）就学支援金を受給している生徒、（2）受給していない生徒で提出書類が異なりますので、下記をご覧ください。（※申請手続き不要の場合もあります。）

なお、ご事情により提出期限までに書類の提出ができない場合は、必ず事前に学校までご連絡をお願いします。期限までに提出がない場合は、7月以降（翌年6月分まで）の授業料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

申請書の提出期限は7月20日（月）としておりますので、期限厳守でお願いします。

### 記

#### 1 就学支援金制度とは

就学支援金の3つの支給要件を満たす生徒に、国が授業料相当額を支援する制度です。

◇要件◇

- ①日本国内に住所を有する生徒
- ②高等学校等に在学していること
  - ・卒業していないこと
  - ・通算在学期間が36月を超えていないこと



令和2年7月から所得確認要件  
が変更となっています。  
年収目安約910万円未満という  
基準に変更はありません。

### ③所得要件

- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、  
30万4,200円未満の方（年収目安約910万円未満の方）

**【算定式】（市町村民税の）課税標準額×6%－（市町村民税の）調整控除の額**

※「保護者等」とは、親権者のことです。

## 2 手続きについて

全員が同じ手続きではありません。該当するところをご覧ください。

### (1) 現在、支援金を受給している生徒（授業料を負担していない生徒）

すでに個人番号を提出し、6月現在認定されている場合は、県が個人番号を用いて保護者等の課税地から所得要件にかかる税情報を取得しますので、**申請手続きは不要**になります。ただし税の申告をしていないと税情報が取得できないため課税証明書等の提出を求めることがあります。

※個人番号を提出していない場合、保護者等に変更があった場合、課税地に  
変更があった場合は次の書類を必ず作成し、提出してください。

#### i) 個人番号を提出していない又は保護者等に変更のあった生徒

##### ①「申請書」

表面には、「②収入状況届出書」に✓チェックを付けてください。

##### ②「個人番号届出書」**※親権者全員分**

※事情により個人番号が提出できない場合は、課税証明書等の提出も可能ですが、一度学校あてご相談ください。

#### ii) 引越し等によりR2年1月1日現在の保護者等の課税地が前年から変更となっている生徒

##### ①「高等学校等就学支援金 課税地確認書」

### 【審査の結果】

- ・支給要件に該当する場合 → 7月～翌年6月分授業料については引き続き就学支援金が支給されます。
- ・支給要件に該当しない場合 → 7月～翌年6月分の授業料を支払わなければなりません。

## (2) 現在、支援金を受給していない生徒（授業料を負担している生徒）

今年度の7月以降の授業料については、保護者等の所得（令和2年度分）が支給要件を満たすこととなれば新たに受給が可能となります。申請の際は、以下の書類を提出ください。

### (1) 新たに支給要件を満たすこととなった生徒

#### ①「申請書」

表面には、「①受給資格認定申請書」に✓チェックを付けてください。

#### ②「個人番号届出書」※親権者全員分

※事情により個人番号が提出できない場合は、課税証明書等の提出も可能ですが、一度学校あてご相談ください。

#### ※注意～提出期限までに書類の提出がなかった場合～

申請書については、提出期限後の受付はできません。提出がない場合は、7月以降の授業料を支払っていただくことになります。

### 【審査の結果】

- ・支給要件に該当する場合 → 7月～翌年6月分授業料について就学支援金が支給されます。
- ・支給要件に該当しない場合→ 7月～翌年6月分の授業料を引き続き支払わなければなりません。

### (2) 支給要件を満たさない生徒または支援金の申請を行わない生徒

#### ①「申請書」

表面には、「③支給要件に該当しないため申請しません」に✓チェックを付けてください。（\*添付書類は必要ありません）

### § 7月以降の授業料について §

今回ご提出いただく書類の審査結果により、支給要件を満たさず授業料を納付いただくこととなった場合は、別途、授業料納付のお知らせをいたします。

《注意》保護者等の変更、又は休学、転学等により支給要件を満たさなくなった場合は、学校へ届出が必要です。また、保護者等の変更により、支給要件を満たすこととなった場合は申請ができます。不明な点は、下記へお尋ねください。

【連絡先】 大分県立日田高等学校  
事務室 巨山（きよざん）  
0973-23-0166